

県産水産物魅力向上推進事業（市場）補助金 Q&A

問1. 申請に関する注意点を教えてください。

(答) ・申請書類の作成及び提出等、申請にかかる経費は申請者の負担となります。

- ・提出された書類は返却しませんので、必要に応じて申請書類の写しを保管しておいてください。
- ・申請書と必要な添付書類がそろい、内容に不備がないことを確認した時点で、申請書の正式受領となります。
- ・申請書類の不備等がある場合は、電話等で問い合わせをさせていただくことがありますので、申請内容を説明できる申請者の方が対応してください。
- ・選定の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出や説明を求められることがあります。
- ・選定の結果、交付決定されないことや申請額から減額して交付決定することがあります。
- ・追加書類の提出期限を過ぎた場合や申請内容の確認にご回答いただけない場合等は、申請を辞退したものとみなします。

問2. 現在、海水冷却装置を搭載した県内漁船が3隻陸揚げを行っていないが、申請できるか。

(答) 県産水産物魅力向上推進事業（漁船）補助金を活用するなど、今後、海水冷却装置を搭載する予定の県内漁船が3隻以上陸揚げを行う現実的な見通しがある場合は申請可能です。

問3. 既に、漁港市場等に海水冷却水槽を設置しているが、補助事業の申請者となれるか。

(答) 海水冷却装置を搭載した県内漁船が3隻以上陸揚げを行っているか、また今後陸揚げを行う現実的な見通しがあり、既存水槽のみでは手狭となる場合などで、既存水槽に加えて新たに海水冷却水槽を設置する場合は、補助対象となります。

問4. 補助対象となる海水冷却水槽とは、どのようなものか。

(答) 市場などに設置している水槽の中の海水温度を低下させる機能を有する装置で、補助対象には、水槽と一体となっている冷却装置のほか、水槽とチラー（冷却水循環装置）の一式を含みます。

問5. 複数の海水冷却水槽を申請することは可能か。

(答) 海水冷却装置を搭載した県内漁船の陸揚げ見込みや市場等のスペースや配置の関係から必要性があると認められる場合は、補助金の上限の範囲で複数の水槽を申請することも可能です。

問6. 海水冷却水槽のオプションは、補助対象となるか。

(答) 海水冷却水槽を使用するにあたり、必要となる仕切り板や蓋等の最小限のオプションは補助対象となります。

問6. 海水冷却水槽を市場等に設置する際の費用は補助対象となるか。

(答) 設置工事費用も補助対象となります。

問7. 設置時に部品が必要となるが、これらは補助対象となるか。

(答) 海水冷却水槽を設置する際に必要となる部品代も補助対象となります。

問8. 補助事業はいつまでに完了する必要があるか。

(答) 令和3年1月末日までに、発注、納入、検収、支払等の全ての手続きが完了している必要があります。

なお、万一、補助期間内に事業が完了しないことが想定される場合には、事前にご相談ください。

問9. 申請書に添付する見積書は、1者でよいか。

(答) 税込み単価10万円以上となる場合は、業者選定の妥当性を証明できるよう原則として2者以上から同一条件による見積を取ることが必要です。

ただし、性質上2者以上から見積を取ることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書(業者選定理由書)が必要となります。

問10. 海水冷却水槽と設置工事の見積は、別々である必要があるか。

(答) 水槽設置業者が海水冷却水槽等を仕入れて、設置工事を実施する場合は1つの見積で構いませんが、海水冷却水槽等の機器費用と設置工事費用を区分した見積としてください。この場合も、2者以上の水槽設置業者からの見積が必要となります。

問11. 現金払いのものは補助対象となるか。

(答) 補助対象となるのは、銀行振り込みによる支払いのみとなります。現金払いやクレジットカードによる支払い等は対象外となります。

問12. 実績報告で精算額が増額となった場合は、補助金は増額となるのか。

(答) 交付決定額が、補助金の上限額となります。なお、精算額が減額となった場合には、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。

問13. 補助金を概算払いしてもらえないのか。

(答) 補助事業が完了し、補助金の全体額が確定した後の精算払いとなります。

補助事業者から発注業者等へ代金を支払った後に実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。